

参考資料

※【例示】を参考に各施設で作成してください。

【例示】

毒物劇物危害防止規定

所在地
名 称

1 目的

本規定は、毒物劇物の管理体制を明確にし、もって保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

2 適用

この危害防止規定の事項は、○○（名称）が取り扱う毒物劇物に適用する。

3 定義

この規定において、用語の定義は、毒物及び劇物取締法等で定めるとおりとする。

4 管理責任者

毒物劇物の取扱いに関し、事業所全体を管理、監督する毒物劇物管理責任者を設置する。

(1)組織図

管理責任者
(氏名)

第1事業部門
(従業員氏名)

)

第2事業部門
(従業員氏名)

)

(2)管理責任者の業務

- ・管理責任者は、管理簿、日常点検表、毒物劇物の取扱い方法等を定期的に確認し、異常が認められた時は、速やかに必要な措置を行う。
- ・管理責任者は、毒物劇物の取扱いに関し、必要な指示を各部門の管理者を通じ毒物劇物を取り扱う者に与える。

(3)毒物劇物を取り扱う者の業務

毒物劇物を取り扱う者は、管理責任者の指示に従い、必要な助言及び報告を行う。

5 施設の安全管理

(1)盜難防止措置

毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備には、盜難又は紛失を防止するため、必要な措置を講ずる。

(2)飛散、流出等防止措置

毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備は、毒物劇物の飛散や流出防止の措置を講ずる。

(3)除外設備等

- ・毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備には、毒物劇物を含有する粉じん、蒸気または排水の処理に必要な資機材を備える。
- ・毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備には、毒物劇物の漏えいに備えて除外設備、処理剤、保護具等を必要数量常備する。

(4)誤操作防止の措置

毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備の配管、バルブ等には誤操作防止のための措置を講ずる。

(5)毒物劇物の表示

- ・毒物劇物の容器及び被包には、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示する。

- ・毒物劇物の貯蔵場所には、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示する。

6 作業の安全管理

(1)立入制限

毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備には、「関係者以外立ち入り禁止」の標識を掲示し、関係者以外は立ち入らせないようにする。

(2)保護具の着用

作業者は、毒物劇物を取り扱うときには、適切な保護具を着用する。

(3)作業手順書の作成

毒物劇物を取り扱うときには、関係部門の責任者はあらかじめその作業に関する手順や方法等を記載した作業手順書を作成し、これにより作業を行う。

また、作業手順書は必要に応じ逐次改訂する。

なお、作業手順書の作成及び改訂にあたっては、関係部門の責任者は取扱責任者に協議する。

(4)廃棄の基準

毒物劇物を廃棄するときは、次の各項による。

- ・廃棄に際しては、あらかじめ作業計画及び作業責任者を定め、廃棄は当該作業計画に従い、かつ当該作業責任者の監督のもとに行う。
- ・作業責任者は、当該廃棄に対して十分な化学的知識と経験を有する者を選任する。
- ・作業計画は周囲の環境に配慮し、法令および環境汚染がないよう環境関係法令を順守する。
- ・業者に処理を委託する場合は、廃棄物処理法で定められた資格を有する業者に委託しなければならない。

(5)運搬

事業者は、毒物劇物の運搬に関する危害を防止するため、車両による運搬に際しては、毒物劇物の運搬に携わる者に対して、次の事項を確認して従事させなければならない。

容器または被包の使用 積載の方法 運搬の方法

7 毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備の点検、検査

毒物劇物の取扱施設及び貯蔵設備の設備および機器類を適正に維持管理するために、以下に掲げる点検および検査を行う。

日常点検：稼働中に行う点検

定期点検：定期的に周期を決めて行う点検、装置を停止して行う場合もある
法令点検：法に基づいて行う点検

8 事故発生時の対応

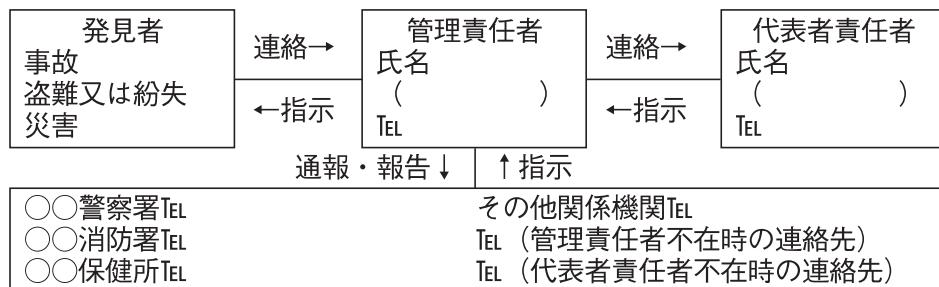
(1)応急措置

被害の拡大防止のため、「応急措置手順書(仮)」に従い、応急措置を講じなければならない。

(2)事故の通報

事故等が発生した際には、速やかに管理責任者に報告し、別図「緊急連絡網」により関係機関に通報する。

緊急連絡網



(3)事故後の原因調査及び再発防止措置

事故がおさまった後は、すみやかに管理責任者を中心とし事故原因を調査し、再発防止に向けて所要の措置を講じる。

9 教育訓練

(1)教育訓練体制

- ・事業者は、毒物劇物を取り扱う者に対して定期的な教育訓練を行う。
- ・管理責任者は、毒物劇物を取り扱う者の教育訓練の修得状況を把握するため、毒物劇物を取り扱う者の修得レベルを定め、個人毎に定期的に評価する。修得レベルに達しないと判断される場合は、再度教育を実施し、一定レベル以上の修得状況を保つようにしなければならない。
 - イ 関連法令および社内規定
 - ロ 毒物劇物の危険性およびその取扱方法
 - ハ 毒物劇物の廃棄の方法
 - ニ 事故発生時の想定訓練
 - ホ 事故発生の原因とその対策
 - ヘ その他保健衛生上必要な事項

10 文書化と記録および保管

(1)文書化

事業者は、法令で定めてある事項および毒物劇物の危害防止のため自主的に作成した危害防止に関する基準等を文書化し、毒物劇物を取り扱う者に継承しなければならない。また、文書化する手順を定めるとともに、文書は最新版に基づき管理しなければならない。

(2)記録および保管

事業者は、法令で決められた事項や、自主的に定めた毒物劇物の危害防止活動を円滑に推進し、実効あるものとするため、活動実施および運用に関し、必要な事項を定め、記録するとともに、当該記録を保管するものとする。特に毒物劇物に関する知識や取扱い方法、異常時の措置に関しての対応に関する事項は、毒物劇物を取り扱う者に対して徹底することは重要である。

これらの規定類の整備、修得状況、および異常時の対応と改善に関しては、確実にフォロー出来るように整備し、その実施状況等を記録し保管しなければならない。

付則

この規定は、 年 月 日から実施する。